

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 28 年度第 2 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 10 日（金）10 時 30 分～12 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 24 名、定足数 13 名
4. 出席理事数 20 名
（出席）下田智久、山口喜久二、鈴木信二、山本 徹、中村 靖、平野宏一、阿南 久、天ヶ瀬晴信、石原健夫、板波英一郎、臼杵孝一、大野泰雄、生越直仁、鈴木康夫、武中大輔、田中 汎、橋本雅男、宮崎修一、森伸夫、山田英生、
（欠席）駒村純一、清水 誠、矢頭 徹、吉田武美
（出席監事）西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案
決議事項
第 1 号議案 平成 29 年度事業計画（案）に関する件
第 2 号議案 平成 29 年度収支予算（案）に関する件
第 3 号議案 臨時評議員会開催に関する件
報告事項
1. 規制改革会議での提案について
2. 農水省補助事業の実施について
3. 特定保健用食品の違反事例に係る消費者庁及び協会の対応について
4. 会員の退会処分について
その他
6. 会議の概要
（1）定足数の確認等
冒頭で事務局長から出席 20 名であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。
続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。
（2）議案の審議状況及び議決結果等
定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した監事とし議案の審議に移った。
○決議事項

第1号議案 平成29年度事業計画（案）に関する件

第2号議案 平成29年度収支予算（案）に関する件

事務局長より、平成29年度事業の運営方針と第2号議案平成29年度収支予算（案）について、総務部長より第1号議案平成29年度事業計画（案）について、資料に基づき説明があった。

説明によると、機能性表示食品制度が施行されてから2年が経過し、現在多くの届出が出されているが、同制度の中でも健康食品の安全確保はその柱の一つである。当協会は平成29年度も「認定健康食品（JHFA）マーク」制度、「GMP」認定や「安全性自主点検」の認証事業を引き続き運用していく。また保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）並びに特別用途食品に関する支援及び普及啓発事業については、同制度の改善及び発展に向けて、関係省庁との調整を通じ積極的な関与を行っていく。

認定健康食品（JHFA）マークに関する事業では、機能性表示食品制度との関係を考慮し、関係者の意見を踏まえ新たな制度設計に着手し、普及啓発への取組みにより一層力をいれるとともに、新規格基準の策定や既存の規格基準および表示広告基準の見直しを進める。

GMP認定事業は、28年度から行っている「これからのGMPを考える会」の意見を考慮し更なる審査内容の充実・効率化と製品マーク取得製品の増に努める。またHACCP義務化への対応として、健康食品GMPをベースにした健康食品事業者向けガイドラインの作成に取り組む。

健康食品安全性自主点検認証事業については、健康食品認証制度協議会の指定機関として、事業者向けの健康食品における安全性の評価手法等の内容のセミナーを実施し、これらの周知・啓発を通じて健康食品の安全性確保における役割を果たしていく。

特別用途食品制度に関しては、今年度、関係通知が改正されることから、新たに規格が策定された食品の申請や、新たな食品の追加や既存の基準の見直しについての支援を行う。また、特別用途食品を適正且つ安全に使用するための情報提供についてのガイドラインを作成する。

特定保健用食品については、昨年初めての表示許可取消処分があり、承認後に新たな科学的知見を得た場合には消費者庁に報告することが許可の条件として義務付けられるとともに、定期的な第三者機関での分析報告も義務付けられることから、これらについて会員企業の周知を図るとともに支援事業を充実させる。また特定保健用食品の広告審査会においても適正広告自主基準が改正されたことによりこれらについて研修会を開催するなど普及を図る。なお機能性表示食品制度が発足したことから、特定保健用食品の効果等の表現について差別化を図るため、疾病リスク低減表示を視野に保健の用途拡大に向けた調査研究や外部への発表、行政への働き

かけを積極的に行う。

機能性表示食品については、消費者庁の「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」の結果、糖質、糖類とエキスが新たに対象成分として追加されることとなり、ビタミン、ミネラルにおいても栄養機能食品として検討されることとなったことから、(社)健康食品産業協議会と協力して、ガイドライン作成等に力を注いでいく。また届出制度の運用に関する課題について、当協会は、昨年末に開催された規制改革会議のワーキンググループにおいて、食品によっては機能性成分の有効性評価についてより適した評価方法の必要性や、届出受理に至るまでの第三者機関による事務処理の効率化についての改善案等について提案を行った。そこで、これまで実施してきた特定保健用食品、及び機能性表示食品に関する様々な相談事業や、申請及び届出資料のチェック、機能性成分の研究レビューの実施といった支援事業の十分な蓄積を生かした、これら問題点の解決に資することが出来る体制を有していることから、提案の実現に向けて関係機関との協議をすすめていく。併せて先の検討会において議論された、事後チェックの体制や広告自主基準、原料製造に関する自主規格の作成など、機能性表示食品制度をより良くしていくための取り組みを行う。また保健機能食品を含む健康食品の表示広告についても、問題となっているケースが多々指摘されており、これらの問題改善のための相談事業等に取り組むなど、平成 29 年度も公益法人として、健康食品、保健機能食品がより一層有用に活用してもらえるよう積極的に係っていく。

また、収支予算（案）については、経常収益は、前年額より 5914 万円余の減少になっているが、その主な理由は、平成 28 年度にあった農林水産省補助金事業を予定していないこと、GMP 製品承認事業収益や指導士受講料収益及び機能性評価関連事業収益等の減少等である。経常費用については、前年額より 5925 万円余の減少となっていて、主な減少は、給料手当、旅費交通費、通信運搬費、支払手数料等であるが、主に農水補助金事業の係る経費の減少によるものである。人件費関連は、平成 28 年度予算とほぼ同率となっている。これらの結果、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないがこれを大きく超えている。また、現在の遊休財産額もその適正範囲内となっており、以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。
(質疑応答)

理事： 機能性表示食品の届出は、研究レビューの根拠となる論文に関する問題

を一番に挙げている。私も読んでみたが文献がほとんど日本語のものであって、私ども、医学の世界では、英語の論文が一般的で、インパクトファクターという論文の価値があるものでなければ絶対採用されないということがある。そういうことを考えると、これは消費者庁がやるべきことではあると思うが、研究レビューの支援をする側はその辺を考えたほうが私は、今後、機能性が伸びていく要点ではないかと思う。

機能性食品部長： 貴重なサゼッションありがとうございます。機能性表示食品届出制度では、英語の論文の他にも、言語バイアスを避けるために日本語の文献も一応検索するということになっています。また、インパクトファクター等を考慮した論文の選択に関しては、規定はありませんが、当協会としては採用した論文について質の評価を行っています。さらに最終的には外部の学識経験者の先生方からなる評価委員会で、専門家の目できちんと質を最終的に評価していただくという形で対応させてもらっています。今後もそういう質の高いレビューを行っていきたいと考えています。

理事： JHFAマークの認定について質問したい。先般、特保の表示許可取消処分があり定期的な報告が義務付けられることになったが、JHFAマークについては認定や更新はどのような制度になっているのか。定期的な審査制度があれば特保もこのようなことは起きなかったのではないかと思う。

事務局長： JHFAマークについては、認定されてから4年で更新となり、更新ごとに再審査をしている。同時に毎年製品の試験検査結果を提出してもらい確認をしている。

理事： 分かりました。

本議案について、意見を求めたところ、他には特段の意見もなく、第1号議案平成29年度事業計画（案）及び第2号議案平成29年度収支予算（案）については、出席理事全員一致で原案通り可決された。

第3号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より第3号議案 臨時評議員会開催に関する件について説明があった。

説明によると平成29年3月23日（木）14時00分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会3階会議室で、平成28年度臨時評議員会を開催したいというものである。

これについては、特段の意見もなく、第3号議案 平成28年度臨時評議員会開催に関する件について出席理事全員一致で可決され、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

○報告事項

業務執行状況報告

議長より、下記の協会事業の執行状況について報告があり、続いて各担当者に説明するよう指示をした。

- 1.規制改革会議での提案について
- 2.農水省補助事業の実施について
 - ①ガイドラインの作成
 - ②セミナーの開催
- 3.保健用食品の違反事例に係る消費者庁及び協会の対応について
- 4.退会処分について

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

理事： 日本サプリメント(株)の退会処分についてだが、日本サプリメント(株)は協会の会員でJHFAマークを取って製品を出していたのか。

事務局長： 会員であるが、特保の製品だったのでJHFA製品は出していなかった。

理事： 特保の製品については先ほどのJHFAのような更新審査や定期試験検査等は義務付けていないのか。

事務局長： 特保なので国で考えることであり、定期検査等の義務付けはなかったがこの度のことで義務付けとなったということです。

理事： 国の制度でチェック体制がなかったのですね。分かりました。

以上をもって議案の審議等を終了したので、12時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。